



発行 新潟県  
号外 3  
平成28年3月30日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 36 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
- 37 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)
- 38 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
- 39 新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
- 40 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(人事課)

訓 令

- 7 新潟県事務決裁規程の一部改正(人事課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第36号**

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(福祉保健部)</p> <p><b>第 6 条の 5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>福祉保健課</p> <p>総務係 予算係 企画統計係 <u>地域福祉班</u> 保護係 人権啓発室 援護恩給室</p> <p>国保・福祉指導課 (略)</p> <p>医務薬事課</p> <p><u>地域医療班</u> 医療指導係 薬務係 薬事指導係 基幹病院整備室 (略)</p> <p>医師・看護職員確保対策課</p> <p><u>医師確保係</u> <u>看護職員確保</u>・育成係</p> <p>高齢福祉保健課～障害福祉課 (略)</p> <p>児童家庭課</p> <p>青少年育成係 家庭福祉係</p> <p><u>少子化対策課</u></p> <p><u>少子化対策班</u> 保育支援係</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第 9 条</b> 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～防災局 (略)</p> <p>福祉保健部</p> <p>福祉保健課～障害福祉課 (略)</p> <p>児童家庭課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 児童福祉に関する事項（障害児及び保育に係るものを除く。）</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 児童扶養手当に関する事項</u></p>	<p>(福祉保健部)</p> <p><b>第 6 条の 5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>福祉保健課</p> <p>総務係 予算係 企画統計係 <u>地域福祉係</u> 保護係 人権啓発室 援護恩給室</p> <p>国保・福祉指導課 (略)</p> <p>医務薬事課</p> <p><u>地域医療係</u> 医療指導係 薬務係 薬事指導係 基幹病院整備室 (略)</p> <p>医師・看護職員確保対策課</p> <p>看護職員確保・育成係</p> <p>高齢福祉保健課～障害福祉課 (略)</p> <p>児童家庭課</p> <p>青少年育成係 <u>少子化対策</u>・<u>保育係</u> 家庭福祉係</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第 9 条</b> 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～防災局 (略)</p> <p>福祉保健部</p> <p>福祉保健課～障害福祉課 (略)</p> <p>児童家庭課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 少子化対策に関する事項</u></p> <p><u>(4) 児童福祉に関する事項（障害児に係るものを除く。）</u></p> <p><u>(5) 児童委員に関する事項</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関</u></p>

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

少子化対策課

(1) 少子化対策に関する事項

(2) 児童福祉に関する事項 (保育に係るものに限る。)

(3) 児童委員に関する事項

(4) 児童手当及び子ども手当に関する事項

産業労働観光部～出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2～12 (略)

13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり新津農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

名称	位置	担当区域
(略)		

新潟地域振興局巻農業振興部	(略)	新潟市西区 西蒲区
---------------	-----	--------------

(略)

14～19 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1) 村上地域振興局

企画振興部 (略)

健康福祉部

企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部・地域整備部 (略)

(2) 新発田地域振興局

企画振興部～農村整備部 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 行政係

用地課～ダム管理課 (略)

(3) 新潟地域振興局

企画振興部 (略)

県税部

庶務課

庶務係

する事項

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

産業労働観光部～出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2～12 (略)

13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり新津農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

名称	位置	担当区域
(略)		

新潟地域振興局巻農業振興部	(略)	新潟市西蒲区
---------------	-----	--------

(略)

14～19 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1) 村上地域振興局

企画振興部 (略)

健康福祉部

企画調整課

庶務係

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部・地域整備部 (略)

(2) 新発田地域振興局

企画振興部～農村整備部 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 建設業係 行政係

用地課～ダム管理課 (略)

(3) 新潟地域振興局

企画振興部 (略)

県税部

直税第1課～新津収税課 (略)  
 健康福祉部～地域整備部 (略)

(4) 三条地域振興局  
 企画振興部～農業振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課  
 庶務係 行政係  
 用地課～災害復旧第2課 (略)

(5) 長岡地域振興局  
 企画振興部～農林振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課～維持管理課 (略)  
道路・都市整備課  
 治水課・建築課 (略)

災害復旧課

(6) 魚沼地域振興局  
 企画振興部 (略)  
 健康福祉部  
 企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農業振興部・地域整備部 (略)

(7) (略)

(8) 十日町地域振興局  
 企画振興部 (略)  
 健康福祉部  
 企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農業振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課  
 庶務係 行政係  
 用地課～治水課 (略)

(9) 柏崎地域振興局  
 企画振興部 (略)  
 健康福祉部  
 企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農業振興部・地域整備部 (略)

(10) (略)

(11) 糸魚川地域振興局  
 企画振興部 (略)  
 健康福祉部  
 企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農林振興部・地域整備部 (略)

直税第1課～新津収税課 (略)  
 健康福祉部～地域整備部 (略)

(4) 三条地域振興局  
 企画振興部～農業振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課  
 庶務係 建設業係 行政係  
 用地課～災害復旧第2課 (略)

(5) 長岡地域振興局  
 企画振興部～農林振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課～維持管理課 (略)  
道路課  
 治水課・建築課 (略)  
都市整備課  
 災害復旧課

(6) 魚沼地域振興局  
 企画振興部 (略)  
 健康福祉部  
 企画調整課  
庶務係  
 地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農業振興部・地域整備部 (略)

(7) (略)

(8) 十日町地域振興局  
 企画振興部 (略)  
 健康福祉部  
 企画調整課  
庶務係  
 地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農業振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課  
 庶務係 建設業係 行政係  
 用地課～治水課 (略)  
災害復旧課

(9) 柏崎地域振興局  
 企画振興部 (略)  
 健康福祉部  
 企画調整課  
庶務係  
 地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農業振興部・地域整備部 (略)

(10) (略)

(11) 糸魚川地域振興局  
 企画振興部 (略)  
 健康福祉部  
 企画調整課  
庶務係  
 地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農林振興部・地域整備部 (略)

(12) 佐渡地域振興局  
 企画振興部～農林水産振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課  
 庶務係 行政係  
 用地課～漁港課 (略)  
 2～14 (略)

(分掌事務)  
**第12条** (略)  
 2 (略)  
 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新潟農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。  
 企画振興部  
 総務課  
 (1)・(2) (略)

(3) (略)  
 (4) (略)  
 (5) (略)  
 (6) (略)  
 (7) (略)

地域振興課・労政課 (略)  
 県税部  
 庶務課  
(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項  
(2) 庁舎管理に関する事項  
(3) 部内他課に属しない事項  
 直税第1課  
 (1) (略)  
 (2) (略)  
 (3) (略)  
 (4) (略)

直税第2課～新津収税課 (略)  
 健康福祉部～地域整備部 (略)  
 4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部～農業振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課～道路課 (略)  
 治水課  
 (1)～(4) (略)

建築課～災害復旧第2課 (略)  
 5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事

(12) 佐渡地域振興局  
 企画振興部～農林水産振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課  
 庶務係 建設業係 行政係  
 用地課～漁港課 (略)  
 2～14 (略)

(分掌事務)  
**第12条** (略)  
 2 (略)  
 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新潟農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。  
 企画振興部  
 総務課  
 (1)・(2) (略)  
(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項  
(4) (略)  
(5) (略)  
(6) (略)  
(7) (略)  
(8) (略)

地域振興課・労政課 (略)  
 県税部  
 直税第1課  
(1) 部所管の公印に関する事項  
(2) (略)  
(3) (略)  
(4) (略)  
(5) (略)

直税第2課～新津収税課 (略)  
 健康福祉部～地域整備部 (略)  
 4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部～農業振興部 (略)  
 地域整備部  
 庶務課～道路課 (略)  
 治水課  
 (1)～(4) (略)  
(5) 平成16年7月豪雨災害による河川の改良復旧工事の執行に関する事項  
 建築課～災害復旧第2課 (略)  
 5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事

務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部（略）  
地域整備部  
庶務課～維持管理課（略）  
道路・都市整備課

- (1) 道路の工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）
- (2) 都市計画事業に関する事項
- (3) 都市緑化の推進に関する事項

治水課  
(1)～(7)（略）

建築課（略）

災害復旧課（略）  
6・7（略）

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部（略）  
地域整備部  
庶務課～道路課（略）  
治水課

- (1)（略）
- (2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）
- (3)～(5)（略）

9～11（略）

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林水産振興部（略）  
地域整備部  
庶務課～建築課（略）  
業務課

(1)～(7)（略）

- 空港用地課
- (1) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項
- (2) 佐渡空港に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項

務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部（略）  
地域整備部  
庶務課～維持管理課（略）  
道路課

道路の工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）

治水課  
(1)～(7)（略）

(8) 平成16年7月豪雨災害による河川の改良復旧工事の執行に関する事項

建築課（略）

都市整備課

- (1) 都市計画事業に関する事項
- (2) 都市緑化の推進に関する事項
- 災害復旧課（略）

6・7（略）

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部（略）  
地域整備部  
庶務課～道路課（略）  
治水課

- (1)（略）
- (2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課及び災害復旧課の所管に属する事項を除く。）
- (3)～(5)（略）

災害復旧課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項

9～11（略）

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林水産振興部（略）  
地域整備部  
庶務課～建築課（略）  
業務課

(1)～(7)（略）

(8) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項  
空港用地課

空港に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する

港湾課・漁港課 (略)  
13～24 (略)

(組織及び分掌事務)

第131条 (略)

2 上越テクノスクールに能力開発支援課、訓練第1課及び訓練第2課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

能力開発支援課

- (1) 前項に規定する総務課の分掌事務
- (2) 前項に規定する開発援助課の分掌事務

訓練第1課・訓練第2課 (略)

3・4 (略)

(設置)

第140条 農業改良助長法 (昭和23年法律第165号)

第12条第1項の規定により、農業普及指導センターを置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
新潟農業普及指導センター (略)	(略)	新潟市北区、東区、中央区、江南区及び南区
巻農業普及指導センター (略)	(略)	新潟市西區及び西蒲区

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(建築調整員等)

第181条の2 (略)

事項

港湾課・漁港課 (略)  
13～24 (略)

(組織及び分掌事務)

第131条 (略)

2 上越テクノスクールに庶務課、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

前項に規定する総務課の分掌事務

訓練第1課・訓練第2課 (略)

開発援助課

前項に規定する開発援助課の分掌事務

3・4 (略)

(設置)

第140条 農業改良助長法 (昭和23年法律第165号)

第12条第1項の規定により、農業普及指導センターを置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
新潟農業普及指導センター (略)	(略)	新潟市北区、東区、中央区、江南区、 <u>南区</u> 及び <u>西区</u>
巻農業普及指導センター (略)	(略)	新潟市西蒲区

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部基幹病院整備室、医師・看護職員確保対策及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(建築調整員)

第181条の2 (略)

2 土木部都市局営繕課に建築設備専門員を置く。

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2～6 (略)

7 新潟テクノスクール、上越テクノスクール及び農業大学校に副校長を置くことができる。

8 (略)

(専門相談員)

第199条 地域振興局の健康福祉環境部及び健康福祉部並びに中央福祉相談センター及び精神保健福祉センターに専門相談員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		

新潟県情報公開審査会	新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第19条第1項の規定による公開決定等についての <u>審査請求</u> に係る審議及び同条第2項の規定による情報公開に関する事項の建議	(略)
------------	--	-----

新潟県個人情報保護審査会	新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議、個人情報の保護に関する事項の建議、 <u>住民基本台帳法</u> (昭和42年法律第81号)に規定する事項の調査審議及び建議並びに <u>特定個人情報保護評価に関する規則</u> (平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の陳述	(略)
--------------	--	-----

(略)

新潟県がん (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2～6 (略)

7 新潟テクノスクール、上越テクノスクール及び農業大学校に副校長を置く。

8 (略)

(専門相談員)

第199条 中央福祉相談センター及び精神保健福祉センターに専門相談員を置く。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		

新潟県情報公開審査会	新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第19条第1項の規定による公開決定等についての <u>不服申立て</u> に係る審議及び同条第2項の規定による情報公開に関する事項の建議	(略)
------------	---	-----

新潟県個人情報保護審査会	新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議、個人情報の保護に関する事項の建議並びに <u>住民基本台帳法</u> (昭和42年法律第81号)に規定する事項の調査審議及び建議	(略)
--------------	--	-----

(略)

新潟県がん (略)



登録審議会 新潟県行政 不服審査会	行政不服審査法（平 成26年法律第68号） 第81条第1項の規定 による同法の規定に よりその権限に属さ せられた事項の処理	行政不服審査 法第81条第1 項	登録審議会
-------------------------	---	------------------------	-------

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

---

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第37号**

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p><b>第 3 条の 3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(138) (略)</p> <p>(138)の 2 <u>削除</u></p> <p>(139)～(159) (略)</p> <p>(160) <u>削除</u></p> <p>(161)～(213) (略)</p> <p>(214) <u>道路法第47条の 4</u>の規定により、車両の通行に関し必要な措置を命ずること。</p> <p>(215) <u>道路法第47条の 5</u>の規定により、通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置をすること。</p> <p>(216)～(238) (略)</p> <p>(239) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 2 項の規定により、公安委員会、市町村、<u>一般送配電事業者、特定送配電事業者及び認定電気通信事業者の意見を聴くこと。</u></p> <p>(240)～(257) (略)</p> <p>(258) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条第 2 項第 4 号の規定による意見書を交付すること（県管理道路に係るものに限り、かつ、同法第16条の規定により事業の認定を受けようとする事業により県管理道路の橋りようが新設され、又は架け換えられる場合<u>及び当該事業により建設される施設が県管理道路と立体交差する</u></p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p><b>第 3 条の 3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(138) (略)</p> <p>(138)の 2 <u>土地改良法第52条の 3 第 2 項（同法第84条、第96条及び第96条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 9 条第 2 項の規定による換地計画に係る決定に対する異議の申出について、決定をすること。</u></p> <p>(139)～(159) (略)</p> <p>(160) <u>土地改良法第99条第 8 項（同法第84条、第100条第 2 項、第100条の 2 第 2 項及び第111条において準用する場合を含む。）の規定による交換分合計画に対する異議の申出について、決定をすること。</u></p> <p>(161)～(213) (略)</p> <p>(214) <u>道路法第47条の 3</u>の規定により、車両の通行に関し必要な措置を命ずること。</p> <p>(215) <u>道路法第47条の 4</u>の規定により、通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置をすること。</p> <p>(216)～(238) (略)</p> <p>(239) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 2 項の規定により、公安委員会、市町村、<u>一般電気事業者、特定電気事業者及び認定電気通信事業者の意見を聴くこと。</u></p> <p>(240)～(257) (略)</p> <p>(258) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条第 2 項第 4 号の規定による意見書を交付すること（県管理道路に係るものに限り、かつ、同法第16条の規定により事業の認定を受けようとする事業により県管理道路の橋りようが新設され、又は架け換えられる場合を除く。）。</p>

場合を除く。)

(259)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(34)の9 (略)

(34)の10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出を受理すること。

(34)の11～(34)の20 (略)

(34)の21 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第3項(同条第9項及び同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る計画の変更又は廃止を命ずること。

(34)の22 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書(同条第9項及び同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。

(34)の23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項(同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受理すること。

(34)の24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第10項(同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止を命ずること。

(34)の25 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定による市町村の協議を受け、又は同意をすること。

(34)の26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出を受理すること。

(34)の27 (略)

(34)の28 (略)

(34)の29 (略)

(34)の30 (略)

(34)の31 (略)

(34)の32 (略)

(34)の33 (略)

(34)の34 (略)

(34)の35 (略)

(34)の36 (略)

(34)の37 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設

(259)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(34)の9 (略)

(34)の10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出を受理すること。

(34)の11～(34)の20 (略)

(34)の21 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る計画の変更又は廃止を命ずること。

(34)の22 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。

(34)の23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受理すること。

(34)の24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第10項の規定により、一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止を命ずること。

(34)の25 (略)

(34)の26 (略)

(34)の27 (略)

(34)の28 (略)

(34)の29 (略)

(34)の30 (略)

(34)の31 (略)

(34)の32 (略)

(34)の33 (略)

(34)の34 (略)

(34)の35 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設

(面積が2万平方メートル以上の産業廃棄物の最終処分場を除く。次号から第34号の41まで、第34号の46及び第34号の52において同じ。)の設置の許可をすること。

(34)の38 (略)

(34)の39 (略)

(34)の40 (略)

(34)の41 (略)

(34)の42 (略)

(34)の43 (略)

(34)の44 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。

(34)の45 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。

(34)の46 (略)

(34)の47 (略)

(34)の48 (略)

(34)の49 (略)

(34)の50 (略)

(34)の51 (略)

(34)の52 (略)

(34)の53 (略)

(34)の54 (略)

(34)の55 (略)

(34)の56 (略)

(34)の57 (略)

(34)の58 (略)

(34)の59 (略)

(34)の60 (略)

(34)の61 (略)

(34)の62 (略)

(34)の63 (略)

(34)の64 (略)

(34)の65 (略)

(34)の66 (略)

(34)の67 (略)

(34)の68 (略)

(34)の69 (略)

(34)の70 (略)

(34)の71 (略)

(34)の72 (略)

(34)の73 (略)

(34)の74 (略)

(34)の75 (略)

(34)の76 (略)

(34)の77 (略)

(面積が2万平方メートル以上の産業廃棄物の最終処分場を除く。次号から第34号の39まで、第34号の43及び第34号の49において同じ。)の設置の許可をすること。

(34)の36 (略)

(34)の37 (略)

(34)の38 (略)

(34)の39 (略)

(34)の40 (略)

(34)の41 (略)

(34)の42 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。

(34)の43 (略)

(34)の44 (略)

(34)の45 (略)

(34)の46 (略)

(34)の47 (略)

(34)の48 (略)

(34)の49 (略)

(34)の50 (略)

(34)の51 (略)

(34)の52 (略)

(34)の53 (略)

(34)の54 (略)

(34)の55 (略)

(34)の56 (略)

(34)の57 (略)

(34)の58 (略)

(34)の59 (略)

(34)の60 (略)

(34)の61 (略)

(34)の62 (略)

(34)の63 (略)

(34)の64 (略)

(34)の65 (略)

(34)の66 (略)

(34)の67 (略)

(34)の68 (略)

(34)の69 (略)

(34)の70 (略)

(34)の71 (略)

(34)の72 (略)

(34)の73 (略)

(34)の74 (略)

(34)の78 (略)

(35)～(136)の7 (略)

(136)の8 児童福祉法第35条第11項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。

(136)の9～(212) (略)

(213) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。)又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第222号までにおいて同じ。)。

(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第3項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(217) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(218) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、必要な措置を命ずること。

(219) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(220) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(221) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(222) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(34)の75 (略)

(35)～(136)の7 (略)

(136)の8 児童福祉法第35条第6項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。

(136)の9～(212) (略)

- 4～7 (略)
- 8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。
- (1)・(2) (略)
- (3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第222号までに掲げる事務
- 9・10 (略)

(児童相談所長への委任)

**第7条** 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

- (1)～(14) (略)
- (15) 児童福祉法第35条第11項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (16)～(39) (略)

(保健所長への委任)

**第8条** 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1)～(48)の7 (略)
- (49) 健康増進法第27条第1項(同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に立入検査又は収去をさせること。
- (49)の2 健康増進法第32条第1項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。
- (49)の3 健康増進法第32条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (49)の4 (略)
- (49)の5 (略)
- (49)の6 (略)
- (49)の7 (略)
- (49)の8 (略)
- (49)の9 (略)
- (50)～(101) (略)
- (102) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による結核の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受理すること。
- (103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による感染症の発生の状況の届出を受理すること。
- (103)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者の検体又は感染症の病原体の一部を受領すること。
- (103)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対

- 4～7 (略)
- 8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。
- (1)・(2) (略)
- (3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第212号までに掲げる事務
- 9・10 (略)

(児童相談所長への委任)

**第7条** 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

- (1)～(14) (略)
- (15) 児童福祉法第35条第6項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (16)～(39) (略)

(保健所長への委任)

**第8条** 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1)～(48)の7 (略)
- (49) 健康増進法第27条第1項(同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に立入検査又は収去をさせること。
- (49)の2 (略)
- (49)の3 (略)
- (49)の4 (略)
- (49)の5 (略)
- (49)の6 (略)
- (49)の7 (略)
- (50)～(101) (略)
- (102) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項の規定による結核の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受理すること。
- (103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項の規定による感染症の発生の状況の届出を受理すること。

する医療に関する法律第14条の2第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(104) (略)

(104) (略)

(104)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体若しくは感染症の病原体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを職員に求めさせること。

(104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(105)・(106) (略)

(105)・(106) (略)

(106)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。

(106)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。

(106)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第5項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第44条の7第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、通知すること。

(106)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第6項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第44条の7第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、書面を交付すること。

(106)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第7項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(107)・(108) (略)

(107)・(108) (略)

(109)及び(110) 削除

(109) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第3項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規

(111)～(117)の14 (略)

(117)の15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。

(117)の16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、職員に検体又は感染症の病原体を収去させること。

(117)の17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第5項(同法第7条第1項及び第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を実施すること。

(117)の18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に应ずべきことを命ずること。

(117)の19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、職員に検体を採取させること。

(117)の20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第5項(同法第7条第1項及び第50条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を実施すること。

(117)の21 (略)

(117)の22 (略)

(117)の23 (略)

(117)の24 (略)

(117)の25 (略)

(117)の26 (略)

(117)の27 (略)

(117)の28 (略)

(117)の29 (略)

(117)の30 (略)

(117)の31 (略)

(117)の32 (略)

(117)の33 (略)

(117)の34 (略)

定により、通知すること。

(110) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第4項(同法第7条第1項、同法第23条(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により、書面を交付すること。

(111)～(117)の14 (略)

(117)の15 (略)

(117)の16 (略)

(117)の17 (略)

(117)の18 (略)

(117)の19 (略)

(117)の20 (略)

(117)の21 (略)

(117)の22 (略)

(117)の23 (略)

(117)の24 (略)

(117)の25 (略)

(117)の26 (略)

(117)の27 (略)

(117)の28 (略)



(117)の35 (略)	(117)の29 (略)
(117)の36 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第1項の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。</u>	
(117)の37 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第3項の規定により、職員に検体を採取させること。</u>	
(117)の38 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第5項の規定により、検査を実施すること。</u>	
(117)の39 (略)	(117)の30 (略)
(117)の40 (略)	(117)の31 (略)
(117)の41 (略)	(117)の32 (略)
(117)の42 (略)	(117)の33 (略)
(117)の43 (略)	(117)の34 (略)
(117)の44 (略)	(117)の35 (略)
(117)の45 (略)	(117)の36 (略)
(117)の46 (略)	(117)の37 (略)
(117)の47 (略)	(117)の38 (略)
(117)の48 (略)	(117)の39 (略)
(117)の49 (略)	(117)の40 (略)
(117)の50 (略)	(117)の41 (略)
(117)の51 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定により、同法第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、第27条から第29条まで並びに第35条第1項に規定する措置を実施し、又は職員に実施させること。</u>	(117)の42 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定により、同法第27条から第29条まで及び第35条第1項に規定する措置を実施し、又は職員に実施させること。</u>
(117)の52 (略)	(117)の43 (略)
(117)の53 (略)	(117)の44 (略)
(117)の54 (略)	(117)の45 (略)
(117)の55 (略)	(117)の46 (略)
(118)～(130)の4 (略)	(118)～(130)の4 (略)
(130)の5 <u>食品表示法第6条第1項又は第3項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。次号から第130号の10までにおいて同じ。）。</u>	(130)の5 <u>食品表示法第6条第1項又は第3項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（アレルギー、消費期限その他の国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。次号から第130号の10までにおいて同じ。）。</u>
(130)の6～(267) (略)	(130)の6～(267) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第38号**

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成18年新潟県規則第26号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 寺 田 吉 道</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 北 窓 隆 子</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 高 井 盛 雄</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	副知事 寺 田 吉 道	(略)	副知事 北 窓 隆 子	(略)	副知事 高 井 盛 雄	(略)	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 森 邦 雄</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 寺 田 吉 道</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事 北 窓 隆 子</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	副知事 森 邦 雄	(略)	副知事 寺 田 吉 道	(略)	副知事 北 窓 隆 子	(略)
氏 名	代理の順序																
副知事 寺 田 吉 道	(略)																
副知事 北 窓 隆 子	(略)																
副知事 高 井 盛 雄	(略)																
氏 名	代理の順序																
副知事 森 邦 雄	(略)																
副知事 寺 田 吉 道	(略)																
副知事 北 窓 隆 子	(略)																

**附 則**

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第39号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの</p> <p>ア 局本庁（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定するものをいう。）の次長、<u>参与</u>、参事、課長及び業務指導監の職</p> <p><u>イ</u> 施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定するものをいう。）の院長、副院長、事務長、<u>参与</u>及び参事（管理部以外の内部組織の<u>参与</u>及び<u>参事</u>を除く。）の職</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの</p> <p>ア 局本庁（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定するものをいう。）の次長、参事、課長及び業務指導監の職</p> <p><u>イ</u> <u>地域機関</u>（新潟県病院局組織規程第3条の2に規定するものをいう。）の所長の職</p> <p><u>ウ</u> 施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定するものをいう。）の院長、副院長、事務長及び参事（管理部以外の内部組織の参事を除く。）の職</p>

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第40号**

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第 2 項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア 局本庁の次長、<u>参与</u>、参事、課長、業務指導監、課長補佐、副参事及び経営企画員</p> <p><u>イ</u> 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、副救命救急センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、<u>内視鏡センター長</u>、<u>参与</u>、<u>参事</u>及び副参事</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第 2 項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（<u>イ及びウ</u>に掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア 局本庁の次長、参事、課長、業務指導監、課長補佐、副参事及び経営企画員</p> <p><u>イ</u> 六日町・小出病院事業清算事務所の所長及び次長</p> <p><u>ウ</u> 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、副救命救急センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、<u>参事</u>及び副参事</p>

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。



◎新潟県訓令第7号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動別表号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後別表号等」という。）が存在する場合には当該移動別表号等を当該移動後別表号等とし、移動別表号等に対応する移動後別表号等が存在しない場合には当該移動別表号等（以下「削除別表号等」という。）を削り、移動後別表号等に対応する移動別表号等が存在しない場合には当該移動後別表号等（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1</b>（第3条関係） 副知事専決事項 (1)～(3)（略） (4) <u>処分についての審査請求、再調査の請求及び再審査請求の裁決及び決定をすること。</u></p> <p><b>別表第2</b>（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(5)（略） <u>(6)（略）</u> <u>(7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定により、審理員を指名すること。</u> (8) 不作為についての<u>審査請求の裁決</u>をすること。 (9)（略） (10) <u>審査請求、再調査の請求及び再審査請求に係る処分について、処分の効力、処分の執行、手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置及びこれらの取消しをすること。</u> (11)～(21)（略）</p> <p><b>別表第3</b>（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(12)（略） (13) <u>審査請求、再調査の請求及び再審査請求の裁決及び決定のために必要な措置をすること。</u> <u>(13)の2 新潟県行政不服審査会に諮問すること。</u> (14)～(31)（略）</p>	<p><b>別表第1</b>（第3条関係） 副知事専決事項 (1)～(3)（略） (4) <u>不服申立て（不作為に係るものを除く。）の裁決及び決定をすること。</u></p> <p><b>別表第2</b>（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(5)（略） <u>(6) 削除</u> <u>(7)（略）</u></p> <p>(8) 不作為についての<u>不服申立ての裁決及び決定</u>をすること。 (9)（略） (10) <u>不服申立てに係る処分について、処分の効力、処分の執行、手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置及びこれらの取消しをすること。</u> (11)～(21)（略）</p> <p><b>別表第3</b>（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(12)（略） (13) <u>不服申立ての裁決及び決定のために必要な措置をすること。</u> (14)～(31)（略）</p>

別表第4 (第6条関係)

(略)

総務管理部

(略)

情報政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第17条第4項及び第36条第2項の規定により、 <u>地方公共団体情報システム機構が提供を行う情報の範囲等について取決めを締結すること。</u> (2) <u>放送法</u> (昭和25年法律第132号) 第174条の規定により、 <u>放送の業務の停止を命ずること。</u> (3) (略)

(略)

税務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(3) (略) (4) <u>県税に係る審査請求の裁決</u> をすること。	(略)

(略)

(略)

防災局

(略)

消防課	
局長専決事項	課長専決事項
(1) (略) (2) <u>火薬類取締法</u> 第55条第1項の規定による審査請求に対する意見の聴取をし、及び裁決をすること。 (3) (略)	(略)

(略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

総務管理部

(略)

情報政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第17条第4項の規定により、提供を行う情報の範囲等について取決めを締結すること。 (2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> 第46条第2項の規定により、 <u>指定認証機関に対し必要な措置を講ずべきことを指示すること。</u> (3) (略)

(略)

税務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(3) (略) (4) <u>県税に係る不服申立ての裁決又は決定</u> をすること。	(略)

(略)

(略)

防災局

(略)

消防課	
局長専決事項	課長専決事項
(1) (略) (2) <u>火薬類取締法</u> 第55条第1項の規定による審査請求及び異議申立てに対する意見の聴取をし、及び裁決又は決定をすること。 (3) (略)	(略)

(略)

福祉保健部  
(略)

児童家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)第12条の規定による被表彰者等を決定すること。	(1)～(7) (略) (8)及び(9) 削除
	(10)～(18) (略)

少子化対策課

部長専決事項	課長専決事項
民生委員法第7条第2項の規定により、民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)を推薦すること。	(1) 民生委員法第5条第1項の規定による民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)の推薦をすること。 (2) 民生委員法第18条の規定により、民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)の指導訓練を実施すること。 (3) 社会福祉法第20条の規定により、指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及びこれを実施すること。

(略)

農林水産部

農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1) 農業協同組合法第

福祉保健部  
(略)

児童家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)第12条の規定による被表彰者等を決定すること。 (2) 民生委員法第7条第2項の規定により、民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)を推薦すること。	(1)～(7) (略)  (8) 民生委員法第5条第1項の規定による民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)の推薦をすること。 (9) 民生委員法第18条の規定により、民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。)の指導訓練を実施すること。 (10)～(18) (略)

(略)

農林水産部

農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1) 農業協同組合法第

<p>(3) 農業協同組合法第64条第2項の規定による解散の<u>決議</u>の認可をすること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定により、農業委員会ネットワーク機構の指定をすること。</u></p> <p>(13) (略)</p>	<p>11条の45の規定により、行政庁に属する権限を行うこと。</p> <p>(2) 農業協同組合法第40条第1項の規定により、<u>一時理事又は監事</u>を選任すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 農業協同組合法第94条の2の規定により、監督上必要な命令(同条第3項に規定する省令で定めるものを除く。)をすること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>農業委員会等に関する法律第44条第2項の規定により、業務規程を変更すべきことを命ずること。</u></p> <p>(8) 農業委員会等に関する<u>法律第49条</u>の規定により、監督上必要な命令をすること。</p> <p>(8)の2～(17) (略)</p>
---	--

<p>(3) 農業協同組合法第64条第2項の規定による解散の<u>議決</u>の認可をすること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>11条の26の規定により、行政庁に属する権限を行うこと。</p> <p>(2) 農業協同組合法第40条第1項の規定により、<u>仮理事又は仮監事</u>を選任すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 農業協同組合法第94条の2の規定により、監督上必要な命令(同条第3項に規定する省令で定めるものを除く。)及び指示をすること。</p> <p>(5) <u>農業協同組合法第97条の規定により、組合施設の専用契約を取り消すこと。</u></p> <p>(5)の2 (略)</p> <p>(5)の3 (略)</p> <p>(6) <u>農業倉庫業法(大正6年法律第15号)第16条の規定により、監督上必要な命令又は処分をすること。</u></p> <p>(7) <u>農業倉庫業法第17条の規定により、事業の停止を命じ、又は認可を取り消すこと。</u></p> <p>(8) 農業委員会等に関する<u>法律第53条</u>の規定により、監督上必要な命令をすること。</p> <p>(8)の2～(17) (略)</p>
--	---

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定により、<u>農業委員会ネットワーク機構</u>の意見を聴き、農用地区域内における開発行為</p>	<p>(略)</p>

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定により、<u>新潟県農業会議</u>の意見を聴き、農用地区域内における開発行為について許可</p>	<p>(略)</p>



<p>について許可をし、又は協議を受けること。</p> <p>(4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条の規定により、<u>農業委員会ネットワーク機構及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見</u>を聴き、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 農地法第39条（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>農業委員会ネットワーク機構</u>の意見を聴き、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>をし、又は協議を受けること。</p> <p>(4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条の規定により、<u>新潟県農業会議及び新潟県農業協同組合中央会</u>の意見を聴き、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 農地法第39条（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>新潟県農業会議</u>の意見を聴き、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p>
(略)	
食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>農産物検査法</u>（昭和26年法律第144号）第16条の規定により、職員に、表示を除去させ、若しくは抹消させ、又は<u>検査証明書の返還を求めさせること。</u></p> <p>(15) <u>農産物検査法</u>第21条第2項の規定により、<u>業務規程を変更すべきことを命ずること。</u></p> <p>(16) <u>農産物検査法</u>第22条の規定により、<u>必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(17) <u>農産物検査法</u>第23条の規定により、</p>

	<p><u>農産物検査を行うべきこと又は業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(18) <u>農産物検査法第24条第1項から第3項までの規定により、登録検査機関の登録を取り消すこと。</u></p> <p>(19) <u>農産物検査法第24条第2項の規定により、農産物検査の業務の停止を命ずること。</u></p> <p>(20) <u>農産物検査法第33条第2項の規定により、適切な措置をとること。</u></p>										
<p>(略)</p> <p>農地部</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>農地部</p> <p>(略)</p>									
<p>農地整備課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 1070 501 1104">部長専決事項</th> <th data-bbox="501 1070 783 1104">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 1104 501 1525">(略)</td> <td data-bbox="501 1104 783 1525"> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土地改良法第97条第6項（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、交換分合計画を定めるよう農業委員会に指示すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土地改良法第97条第6項（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、交換分合計画を定めるよう農業委員会に指示すること。</u></p>	<p>農地整備課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1070 1112 1104">部長専決事項</th> <th data-bbox="1112 1070 1396 1104">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1104 1112 1525">(略)</td> <td data-bbox="1112 1104 1396 1525"> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土地改良法第97条第6項（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定により、新潟県農業会議の意見を聞き、交換分合計画を定めるよう農業委員会に指示すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土地改良法第97条第6項（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定により、新潟県農業会議の意見を聞き、交換分合計画を定めるよう農業委員会に指示すること。</u></p>
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土地改良法第97条第6項（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、交換分合計画を定めるよう農業委員会に指示すること。</u></p>										
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土地改良法第97条第6項（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定により、新潟県農業会議の意見を聞き、交換分合計画を定めるよう農業委員会に指示すること。</u></p>										
<p>土木部</p> <p>(略)</p>		<p>土木部</p> <p>(略)</p>									
<p>道路管理課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 1644 501 1677">部長専決事項</th> <th data-bbox="501 1644 783 1677">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 1677 501 2054">(略)</td> <td data-bbox="501 1677 783 2054"> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) <u>道路法第47条の8第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u></p> <p>(4) <u>道路法第47条の11の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除を</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	(略)	<p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) <u>道路法第47条の8第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u></p> <p>(4) <u>道路法第47条の11の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除を</u></p>	<p>道路管理課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1644 1112 1677">部長専決事項</th> <th data-bbox="1112 1644 1396 1677">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1677 1112 2054">(略)</td> <td data-bbox="1112 1677 1396 2054"> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) <u>道路法第47条の7第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u></p> <p>(4) <u>道路法第47条の10の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除を</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	(略)	<p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) <u>道路法第47条の7第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u></p> <p>(4) <u>道路法第47条の10の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除を</u></p>
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	<p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) <u>道路法第47条の8第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u></p> <p>(4) <u>道路法第47条の11の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除を</u></p>										
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	<p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) <u>道路法第47条の7第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u></p> <p>(4) <u>道路法第47条の10の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除を</u></p>										

		すること。 (4)の2～(14) (略)			すること。 (4)の2～(14) (略)
(略)			(略)		
都市政策課			都市政策課		
部長専決事項		課長専決事項	部長専決事項		課長専決事項
(1)から(4)まで 削除		(1)から(7)まで 削除	(1) <u>土地区画整理法</u> (昭和29年法律第119号)第20条第3項 (同法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。		(1) <u>土地区画整理法</u> 第20条第1項(同法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。
			(2) <u>土地区画整理法</u> 第51条の8第3項(同法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。		(2) <u>土地区画整理法</u> 第51条の8第1項(同法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定により、基準及び事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。
			(3) <u>土地区画整理法</u> 第55条第4項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定により、採択すべきでない旨を通知すること。		(3) <u>土地区画整理法</u> 第55条第3項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を新潟県都市計画審議会に付議すること。
			(4) <u>土地区画整理法</u> 第125条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等解任投票の代行をすること。		(4) <u>土地区画整理法</u> 第74条の規定により、簿書の閲覧等を求めること。
(5)～(13) (略)			(5)～(13) (略)		(5) <u>土地区画整理法</u> 第75条の規定により、技術的援助をすること。
(14)から(24)まで 削除			(14) <u>都市再開発法</u> (昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の規定により、第1種市街地再開発事業の施行を認可すること。		(6) <u>土地区画整理法</u> 第123条第1項の規定により、個人施行者等に対して勧告、助言等をすること。
			(15) <u>都市再開発法</u> 第7条の17第4項の規		(7) <u>土地区画整理法</u> 第136条の規定により、農業会議等の意見を聴くこと。
		(8)～(16) (略)			(8)～(16) (略)
		(17)から(22)まで 削除			(17) <u>都市再開発法</u> 第

	<p>(23)～(27) (略)</p>	<p>定により、規約を認可すること。</p> <p>(16) 都市再開発法第7条の20第1項の規定により、第1種市街地再開発事業の終了を認可すること。</p> <p>(17) 都市再開発法第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可すること。</p> <p>(18) 都市再開発法第16条第3項(同法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。</p> <p>(19) 都市再開発法第41条第3項(同法第106条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、滞納処分の認可をすること。</p> <p>(20) 都市再開発法第45条第4項の規定により、組合の解散を認可すること。</p> <p>(21) 都市再開発法第49条の規定により、決算報告書を承認すること。</p> <p>(22) 都市再開発法第51条第1項(同法第56条において準用する場合を含む。)の規定により、設計の概要を認可すること。</p> <p>(23) 都市再開発法第72条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、権利変換計画を認可すること。</p> <p>(24) 都市再開発法第118条の6第1項(同条第4項において準</p>	<p>7条の5第1項及び第2項の規定により、違反者に対し、必要な措置を命ずること。</p> <p>(18) 都市再開発法第7条の6第2項の規定により、土地の買取りの申出の相手方を定めること。</p> <p>(19) 都市再開発法第16条第1項(同法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。</p> <p>(20) 都市再開発法第66条第4項及び第5項の規定により、土地の原状回復等を命ずること。</p> <p>(21) 都市再開発法第124条第1項の規定により、市街地再開発事業に関し、勧告等を行うこと。</p> <p>(22) 都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第18条第2項の規定により、解任投票所等を定めること。</p> <p>(23)～(27) (略)</p>
--	----------------------	---	---

(25)～(33) (略)		用する場合を含む。)の規定により、管理処分計画を認可すること。 (25)～(33) (略)	
都市整備課		都市整備課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>土地区画整理法</u> (昭和29年法律第119号)第20条第3項 (同法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。	(3) <u>土地区画整理法第20条第1項</u> (同法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。		
(4) <u>土地区画整理法第51条の8第3項</u> (同法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。	(4) <u>土地区画整理法第51条の8第1項</u> (同法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定により、基準及び事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。		
(5) <u>土地区画整理法第55条第4項</u> (同条第13項において準用する場合を含む。)の規定により、採択すべきでない旨を通知すること。	(5) <u>土地区画整理法第55条第3項</u> (同条第13項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を新潟県都市計画審議会に付議すること。		
(6) <u>土地区画整理法第125条第5項及び第6項</u> の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(6) <u>土地区画整理法第74条</u> の規定により、簿書の閲覧等を求めること。		
(7) <u>都市再開発法</u> (昭和44年法律第38号) 第7条の9第1項の規定により、第1種市街地再開発事業の施行を認可すること。	(7) <u>土地区画整理法第75条</u> の規定により、技術的援助をすること。		
(8) <u>都市再開発法</u> 第7条の17第4項の規定	(8) <u>土地区画整理法第123条第1項</u> の規定により、個人施行者等に対して勧告、助言等をすること。		
	(9) <u>土地区画整理法第136条第1項</u> の規定により、農業委員会等の意見を聴くこと。		

<p>により、規約を認可すること。</p> <p>(9) <u>都市再開発法第7条の20第1項の規定により、第1種市街地再開発事業の終了を認可すること。</u></p> <p>(10) <u>都市再開発法第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可すること。</u></p> <p>(11) <u>都市再開発法第16条第3項(同法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。</u></p> <p>(12) <u>都市再開発法第41条第3項(同法第106条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、滞納処分の認可をすること。</u></p> <p>(13) <u>都市再開発法第45条第4項の規定により、組合の解散を認可すること。</u></p> <p>(14) <u>都市再開発法第49条の規定により、決算報告書を承認すること。</u></p> <p>(15) <u>都市再開発法第51条第1項(同法第56条において準用する場合を含む。)の規定により、設計の概要を認可すること。</u></p> <p>(16) <u>都市再開発法第72条第1項(同法第4項において準用する場合を含む。)の規定により、権利変換計画を認可すること。</u></p> <p>(17) <u>都市再開発法第118条の6第1項(同法第4項において準</u></p>	<p>(10) <u>都市再開発法第7条の5第1項及び第2項の規定により、違反者に対し、必要な措置を命ずること。</u></p> <p>(11) <u>都市再開発法第7条の6第2項の規定により、土地の買取りの申出の相手方を定めること。</u></p> <p>(12) <u>都市再開発法第16条第1項(同法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。</u></p> <p>(13) <u>都市再開発法第66条第4項及び第5項の規定により、土地の原状回復等を命ずること。</u></p> <p>(14) <u>都市再開発法第124条第1項の規定により、市街地再開発事業に関し、勧告等を行うこと。</u></p> <p>(15) <u>都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第18条第2項の規定により、解任投票所等を定めること。</u></p>		
--	--	--	--

用する場合を含む。)の規定により、管理処分計画を認可すること。
---------------------------------

(略)  
(略)

**別表第 5 (第14条の 2 関係)**

(略)

**地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項**

- (1) (略)
- (2) 農地法第 4 条第 8 項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3)～(7) (略)
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号) 第 7 条第 4 項第 1 号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 4 項第 1 号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (10) (略)

**佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当) 専決事項**

- (1) (略)
- (2) 農地法第 4 条第 8 項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3)～(7) (略)
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 1 号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 4 項第 1 号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (10) (略)

**別表第 6 (第15条関係)**

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
-----------	---------

--	--

(略)  
(略)

**別表第 5 (第14条の 2 関係)**

(略)

**地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項**

- (1) (略)
- (2) 農地法第 4 条第 5 項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3)～(7) (略)
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号) 第 7 条第 4 項第 2 号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 4 項第 2 号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (10) (略)

**佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当) 専決事項**

- (1) (略)
- (2) 農地法第 4 条第 5 項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3)～(7) (略)
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 2 号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 4 項第 2 号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (10) (略)

**別表第 6 (第15条関係)**

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
-----------	---------

(略)		(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1)～(3) (略) (4) 収税関係 ア～カ (略) キ <u>地方税法第15条第1項、第2項及び第4項の規定による徴収の猶予、同法第15条の3の規定による徴収の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の2の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない徴収の猶予に係るものに限る。)</u> ク <u>地方税法第15条の5第1項及び同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予、同法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による職権による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の5の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない職権による換価の猶予に係るものに限る。)</u> ケ <u>地方税法第15条の6第1項及び同条第3項において準用する同法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予、同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による申請による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の8の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない申請による換価の猶予に係るものに限る。)</u> コ (略) サ (略) シ (略) ス (略)	県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1)～(3) (略) (4) 収税関係 ア～カ (略) キ <u>地方税法第15条の規定による徴収猶予(猶予の期間が1年を超えないものに限る。)</u> 及び <u>同法第15条の3の規定による徴収猶予の取消しを行うこと。</u>  ク <u>地方税法第15条の5の規定による換価の猶予(猶予の期間が1年を超えないものに限る。)</u> 及び <u>同法第15条の6の規定による換価の猶予の取消しを行うこと。</u>  ケ (略) コ (略) サ (略) シ (略)
県税部 副部長 (村上収 税担当、	(1)～(3) (略) (4) 収税関係 ア～カ (略) キ <u>地方税法第15条第1項、第</u>	県税部 副部長 (村上収 税担当、	(1)～(3) (略) (4) 収税関係 ア～カ (略) キ <u>地方税法第15条の規定によ</u>



<p>新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。)</p>	<p><u>2項及び第4項の規定による徴収の猶予、同法第15条の3の規定による徴収の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の2の規定による分割納付等の決定等</u>をすること (いずれも<u>猶予の期間が1年を超えない徴収の猶予に係るものに限る。)</u>。</p> <p>ク <u>地方税法第15条の5第1項及び同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予、同法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による職権による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の5の規定による分割納付等の決定等</u>をすること (いずれも<u>猶予の期間が1年を超えない職権による換価の猶予に係るものに限る。)</u>。</p> <p>ケ <u>地方税法第15条の6第1項及び同条第3項において準用する同法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予、同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による申請による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の8の規定による分割納付等の決定等</u>をすること (いずれも<u>猶予の期間が1年を超えない申請による換価の猶予に係るものに限る。)</u>。</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p>	<p>新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。)</p>	<p>る<u>徴収猶予 (猶予の期間が1年を超えないものに限る。)</u>及び<u>同法第15条の3の規定による徴収猶予の取消し</u>をすること。</p> <p>ク <u>地方税法第15条の5の規定による換価の猶予 (猶予の期間が1年を超えないものに限る。)</u>及び<u>同法第15条の6の規定による換価の猶予の取消し</u>をすること。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p>
<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地方税法第53条第38項又は第39項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書</u>を受理すること。</p> <p>(5) <u>地方税法第53条第40項及び地方税法施行令第24条の3第6項 (同令第24条の4第6項、第24</u></p>	<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地方税法第53条第44項又は第45項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書</u>を受理すること。</p> <p>(5) <u>地方税法第53条第46項及び地方税法施行令第24条の3第6項 (同令第24条の4第6項、第24</u></p>

	<p>条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第41項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(31) (略)</p>		<p>条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第47項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(31) (略)</p>
新潟地域振興局県税部直税第1課長	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第38項又は第39項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第40項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第41項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(11) (略)</p>	新潟地域振興局県税部直税第1課長	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第44項又は第45項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第46項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第47項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(11) (略)</p>
(略)		(略)	
健康福祉環境部環境センター長	<p>(1)～(19)の3 (略)</p> <p>(19)の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の5～(19)の7 (略)</p> <p>(19)の8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項(同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受理すること。</p> <p>(19)の9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出を受理すること。</p>	健康福祉環境部環境センター長	<p>(1)～(19)の3 (略)</p> <p>(19)の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の5～(19)の7 (略)</p> <p>(19)の8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受理すること。</p>

	<p>(19)の10 (略)</p> <p>(19)の11 (略)</p> <p>(19)の12 (略)</p> <p>(19)の13 (略)</p> <p>(19)の14 (略)</p> <p>(19)の15 (略)</p> <p>(19)の16 (略)</p> <p>(19)の17 (略)</p> <p>(19)の18 (略)</p> <p>(19)の19 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の20 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の21 (略)</p> <p>(19)の22 (略)</p> <p>(19)の23 (略)</p> <p>(19)の24 (略)</p> <p>(19)の25 (略)</p> <p>(19)の26 (略)</p> <p>(19)の27 (略)</p> <p>(19)の28 (略)</p> <p>(19)の29 (略)</p> <p>(19)の30 (略)</p> <p>(19)の31 (略)</p> <p>(19)の32 (略)</p> <p>(19)の33 (略)</p> <p>(20)～(72) (略)</p>		<p>(19)の9 (略)</p> <p>(19)の10 (略)</p> <p>(19)の11 (略)</p> <p>(19)の12 (略)</p> <p>(19)の13 (略)</p> <p>(19)の14 (略)</p> <p>(19)の15 (略)</p> <p>(19)の16 (略)</p> <p>(19)の17 (略)</p> <p>(19)の18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の19 (略)</p> <p>(19)の20 (略)</p> <p>(19)の21 (略)</p> <p>(19)の22 (略)</p> <p>(19)の23 (略)</p> <p>(19)の24 (略)</p> <p>(19)の25 (略)</p> <p>(19)の26 (略)</p> <p>(19)の27 (略)</p> <p>(19)の28 (略)</p> <p>(19)の29 (略)</p> <p>(19)の30 (略)</p> <p>(19)の31 (略)</p> <p>(20)～(72) (略)</p>
(略)		(略)	
新発田地域 振興局地域 整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第222号まで並びに第4項第1号から12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振</p>	新発田地域 振興局地域 整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項第1号から12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振</p>

	興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)		興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)		(略)	
三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第222号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)	三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第212号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第222号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)	長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)		(略)	
上越地域振	新潟県事務委任規則第3条の3	上越地域振	新潟県事務委任規則第3条の3

興局地域整備部長	<p>第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第3項第 134号、第135号及び第137号から第 222号まで並びに第4項に規定す る事項（地域整備部の副部長（総 務担当）、庶務課長、維持管理課長 及び上越東維持管理事務所長の専 決事項を除き、上越地域振興局妙 高砂防事務所の所長及び次長並び に上越地域振興局直江津港湾事務 所の所長、次長及び業務課長の専 決事項を除き、同条第1項第302 号から第320号まで及び第534号の 2から第534号の6までに規定する 事項については森林及び林業並び に農村振興に関する事項を除き、 同条第3項第134号及び第135号に 規定する事項については新潟県ア スベストの排出及び飛散の防止等 に関する条例第6条に規定する建 築物の所有者等が講ずるアスベ スト排出防止措置に係るものに 限る。）</p>	興局地域整備部長	<p>第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第3項第 134号、第135号及び第137号から第 212号まで並びに第4項に規定す る事項（地域整備部の副部長（総 務担当）、庶務課長、維持管理課長 及び上越東維持管理事務所長の専 決事項を除き、上越地域振興局妙 高砂防事務所の所長及び次長並び に上越地域振興局直江津港湾事務 所の所長、次長及び業務課長の専 決事項を除き、同条第1項第302 号から第320号まで及び第534号の 2から第534号の6までに規定する 事項については森林及び林業並び に農村振興に関する事項を除き、 同条第3項第134号及び第135号に 規定する事項については新潟県ア スベストの排出及び飛散の防止等 に関する条例第6条に規定する建 築物の所有者等が講ずるアスベ スト排出防止措置に係るものに 限る。）</p>
佐渡地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第3 項第134号、第135号及び第137号か ら第222号までに規定する事項(地 域整備部の副部長（総務担当）、副 部長（港湾空港担当）、次長、庶務 課長、維持管理課長及び業務課長 の専決事項を除き、同条第1項第 302号から第320号まで及び第534 号の2から第534号の6までに規定 する事項については森林及び林業 並びに農村振興に関する事項を除 き、同条第3項第134号及び第135 号に規定する事項については新潟 県アスベストの排出及び飛散の防 止等に関する条例第6条に規定す る建築物の所有者等が講ずるア スベスト排出防止措置に係るもの に限る。）</p>	佐渡地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第3 項第134号、第135号及び第137号か ら第212号までに規定する事項(地 域整備部の副部長（総務担当）、副 部長（港湾空港担当）、次長、庶務 課長、維持管理課長及び業務課長 の専決事項を除き、同条第1項第 302号から第320号まで及び第534 号の2から第534号の6までに規定 する事項については森林及び林業 並びに農村振興に関する事項を除 き、同条第3項第134号及び第135 号に規定する事項については新潟 県アスベストの排出及び飛散の防 止等に関する条例第6条に規定す る建築物の所有者等が講ずるア スベスト排出防止措置に係るもの に限る。）</p>
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	